

# 入 札 説 明 書

令和 7年 6月 6日  
総務部公共施設管理課

- 1 工 事 名 狭山市本庁舎空調設備改修工事（令和7年度）
- 2 工事場所 狭山市入間川1丁目23番5号
- 3 工 期 契約日から令和8年3月31日まで
- 4 工事概要 空気調和設備改修工事  
・冷却塔2基更新工事、それに伴う電源・自動制御装置一部更新、冷却水管・給水管・ドレン管の一部撤去・新設
- 5 施工上の諸注意
  - ・工事管理運営に際し、労働基準法、労働安全衛生法、建設業法等関係法令に従い安全管理、工程管理、品質管理等遺漏なきよう万全を期すこと。
  - ・工事の実施に際しては監督員・施設管理者と十分に連絡調整を図り実施すること。
  - ・周辺道路及び敷地内通路を汚損した場合は速やかに適切な処理を行うこと。
  - ・搬入路及び周辺道路については関係部署と協議し事故防止に努めること。
  - ・利用者や職員の安全及び施設運営に十分配慮して工事を行うこと。
  - ・資材置場、作業場については監督員と協議の上決定すること。
  - ・部分的に停電が発生する場合は監督員、施設運営者と協議の上承諾を受けたのち、作業を行うこと。
  - ・断続的な騒音や振動を伴う作業は、開庁時間を除く時間に行うこと。
  - ・全作業工程において、庁舎業務時間には給水できる状態にすること。また、断水が発生する場合は、監督員、施設担当者との協議の上承諾を受けたのち、作業を行うこと。
  - ・庁舎業務は通常通りの運営となるため、本庁舎運営上支障とならないよう十分に配慮すること。
- 6 そ の 他
  - ・落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
  - ・本工事は「狭山市建設工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務の緩和等に関する取扱い」の対象とする。
- 7 設計図書等に関する質問回答
  - 質問方法 質問がある場合は、電子入札システムにより提出してください。
  - 受付日時 令和7年6月12日（木） 午前10時まで
  - 回答方法 質問があった場合は、狭山市公式ホームページに掲載します。
  - 回答日時 令和7年6月17日（火） 午前10時から